2020年3月25日·26日 行政報告資料 環境資源部資源循環課

宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れについて

1 経過

2019年10月の台風第19号に伴う風水害により、甚大な被害に見舞われ、各地で大量の災害廃棄物が発生しています。現在、国の支援の下、被災自治体を中心に処理を進めているところですが、早期処理が見込めないことから、このたび、宮城県から東京都内の廃棄物処理施設への受入要請がありました。

これを受け、2020年1月31日、被災自治体である宮城県や、受け入れに関係する東京都市長会や東京都など全6者で「令和元年度台風19号に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」を締結しました。市は、この協定に基づき、災害廃棄物の受入処理を行いますので報告いたします。

2 宮城県大崎市の災害廃棄物処理支援内容

宮城県大崎市の稲わら等災害廃棄物の都内清掃工場における処理

● 処理量:約4,000トン

● 協定期間: 2020年1月31日から2020年12月31日

● 受入施設:区部及び多摩地域に所在する清掃工場

● 受入開始:2020年2月6日(木)(東京二十三区清掃一部事務組合 新江東清掃

工場)

輸送方法:鉄道及び車両によるコンテナ輸送

3 町田市の今後の対応について

町田市の受入時期については 6 月以降 12 月までの間で、受入量については東京都が全体の調整を行っており、未定となっています。

4 輸送イメージ

